仕　様　書

特定空家等除却等業務委託の仕様については，次のとおりとする。なお，仕様書中，石狩市は「甲」と表記し，受託者は「乙」と表記する。

件　　名	特定空家等除却等業務委託
履行期間	契約締結日から令和７年１０月３１日まで
委託箇所	石狩市浜益区浜益３４番地２
構　　造	木造亜鉛メッキ鋼板葺
階　　数	２階
面　　積	286.41　㎡(倒壊前の床面積)
用　　途	居宅

目　　的

建築物の老朽化による倒壊や，強風，大雪等の自然災害による部材の飛散及び道路への落雪等の危険性が高く，通行人や近隣住民の生命，身体若しくは財産に損害を及ぼすおそれがあり，早急な措置が求められることから，空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第９項が規定する行政代執行に基づき所有者に代わって，当該危険な建築物及び付属物、残置物の撤去・除却を行うものである。

特　記　事　項

1　業務履行場所周辺の安全対策

(1) 建物は一部倒壊しているので、作業に当たって安全に十分配慮した施工計画をたてること。

(2) 業務履行期間中は，業務に必要な車両の事故等に十分留意し，付近住民の安全を確保するよう努めること。また，工事車両の出入り及び資材の搬出入時については，交通誘導員等を配置するとともに，周辺道路を汚した場合には清掃すること。

(3) 解体作業にあたり，前面道路の使用計画を立てること。また，本業務に必要となる道路占用許可申請等の官公庁及び関係機関への届出は，業務に含むものとする。

(4) 業務着手日から完了日まで，乙の責任において十分な安全管理を行うこと。

(5) 解体に先立ち、建築物周囲に対して十分な飛散防止対策を行うこと。

(6) 業務履行場所での作業が行われている期間中は，敷地内に執行関係者以外の第三者が無断で立入できないような措置を講じること。

(7) 仮囲いが場合により敷地外に及ぶ場合は、敷地所有者に了解を得ること。

(8) 乙は、業務履行場所周辺の安全対策、飛散防止対策、スケジュールなど、甲の承認を得てから着手すること。

2　建設副産物について

(1) 当該建物のアスベスト調査結果を踏まえて、業務に当たること。

(2) リサイクル法等の届出の他、看板の設置など必要な手続き等を行うこと。

(3) ＰＣＢの処分については、現地で確認される場合は、適法に処分が必要であるため、可能な限り工程の初めの方で有無の確認作業を計画し、ＰＣＢが確認された場合は、直ちに市に報告すること。また、検査確認後、処理業者と確認の上、適正に処理すること。

3　周辺施設の保護等

(1) 乙は、水道管等の埋設物の破損、または空中の電気・電話線等の破損には十分注意し、不明な時はそれぞれの所有機関に確認を取り業務を進めること。

(2) 水道管については、建物除却後の再利用が見込まれないことから、基本撤去とするが、位置、方法については、甲と協議して行うこと。

4　撤去範囲

(1) 撤去については、敷地内、外に飛散した当該建物の建物資材・付属物・残置物も含まれます。

(2) 灯油タンク等、当該建物の設備と思われる物も発見される場合は、処分に含まれます。

(3) 本委託業務に杭撤去工事は含まれていません。

(4) 設計内訳書に概数の記載がある数量については、概数であることから、実際の数量で清算するものとする。

(5) 乙は、業務履行中、数量を定期的に確認・把握し甲に報告すること。

5　家屋等第三者の施設に生じた損害

(1) 乙は、隣地との境界付近にある石積の擁壁と本建物が近接している為、解体工事の状況を踏まえて、基礎等を解体・撤去すると、土地の形状に影響しそうな場合は、範囲、方法について、甲と別途協議して決定する。

(2) 避けることのできない事由により家屋等第三者の施設に損害が生じた場合は，甲の指示のもと乙は速やかに調査，確認及び応急処置等の必要な処置をとるとともに，遅延なく損害発生報告書と損害箇所の公正妥当な復旧方法を検討し，甲に報告するものとする。なお，補償の方法及び負担額等については，甲乙で協議して定めるものとする。

6　契約の解除権

(1) 甲は，次のア及びイに該当する理由があるときは，乙に対し契約の解除をすることができる。

ア　現場着手前に建築物の所有者等が自主的に解体を行う意思を示し，その実施が行われることが確認できたとき。

イ　現場着手後，業務委託完了前に建築物の所有者等が自主的に解体を行う意思を示し，その実施が行われることが確認できたとき。

※現場着手とは現場保全の為の仮設工事（仮囲い等）の開始をいう。

(2) 前項の規定により契約を解除した場合は，次のとおり対応を行う。

ア　前項アの規定により契約を解除したときは，甲は乙に対し業務委託費用の支払いは行わな

い。この解除に伴う違約金は発生しないものとする。

イ　前項イの規定により契約を解除したときは，甲は乙に対し業務の進捗状況に応じて甲乙で協議して定めた業務委託費用の支払いを行う。ただし，事前調査及び施工中の調査に関する費用の支払いについては，甲乙で協議して定める。この解除に伴う違約金は発生しないものとする。

7　業務処理責任者等

(1) 業務の実施にあたり，業務処理責任者を定め，その者の氏名その他必要な事項を市に通知すること。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

(2) 特別な事情により市が承諾した場合を除き，業務処理責任者を変更することはできない。

(3) 業務処理責任者は，この契約の履行に関し，業務履行場所に常駐し，その運営，取締りを行う。

8　再委託等の禁止

(1) 本仕様書で示す業務の全部を一括して又は指定した部分を第三者に委託してはならない。

(2) 本仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとする場合は，あらかじめ書面にて甲の承諾を得なければならない。

9　書類等の作成、成果品

(1) 本業務委託において提出するものは，次のとおりとする。記録の詳細な方法及び成果品については，甲の担当職員の指示によること。なお，本記録は，後日，訴訟等が提起された場合，甲が使用するものであることを理解し，記録を行わなければならない。

ア　業務において作成する書類等

(ⅰ)　業務着手前・・・・業務着手通知書
業務処理責任者通知書
業務日程表
業務着手前の建築物及び隣接家屋等の外観写真

(ⅱ)　業務履行中・・・・業務打合せ協議簿
業務全行程に渡る詳細な工程写真等の作業記録

(ⅲ)　業務完了後・・・・業務完了届

業務完了後の敷地内及び隣接家屋の状況写真

なお，撮影記録について，以下の点に留意し，記録を作成及び提出すること。

デジタルカメラ及びプリンター，ソフトウェア等については，事前に仕上がり状態を確認できる見本等を提出し，甲の担当職員と協議すること。

最終的に、印刷した物を２部提出すること。また、写真データについても、ＣＤまたはＵＳＢに保存したものを提出すること。

イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１２条の３第１項の廃棄物処理票Ｅ票の写し。

ウ　倒壊部分、未倒壊部分の平面図

エ　処分した廃材等の発生量(倒壊部分と未倒壊部分を分ける)と搬出先が分かる書類

オ　その他　市が必要として提出を求める物